(1)　RE指令第三条に規定する事項。ただし、当該国外適合性評価事業に係る特定輸出機器のうち、RE指令に基づき欧州連合の公報により公表された規格（以下「整合化規格」という。）があるものについては、当該整合化規格に定める事項とすることができる。

(2)　略

［ロ～チ　略］

リ　令第二条第九号に係る国外適合性評価事業　(1)及び(2)の事項。ただし、法第三条第二項の規定により、その業務の範囲を附則3の業務に限定して認定を受けようとするときは(1)の事項と、その業務の範囲を附則４の業務に限定して認定を受けようとするときは(2)の事項とする。

(1)　無線機器規則第六条に規定する事項。ただし、当該国外適合性評価事業に係る特定輸出機器のうち、無線機器規則に基づき英国規格協会により制定された規格があるものについては、当該規格に定める事項とすることができる。

(2)　日本産業規格Q九〇〇一に定める事項

ヌ　令第二条第十号に係る国外適合性評価事業　日英協定相互承認議定書通信端末機器等附属書第B部第二節の表の上欄第二号に掲げる関係法令等のうち二千十六年電磁両立性規則（SI二〇一六・一〇九一。以下「電磁両立性規則」という。）第七条及び附則1に規定する事項。ただし、当該国外適合性評価事業に係る特定輸出機器のうち、電磁両立性規則に基づき英国規格協会により制定された規格があるものについては、当該規格に定める事項とすることができる。

ル　令第二条第十一号に係る国外適合性評価事業　電磁両立性規則第七条及び附則1に規定する事項。ただし、当該国外適合性評価事業に係る特定輸出機器のうち、電磁両立性規則に基づき英国規格協会により制定された規格があるものについては、当該規格に定める事項とすることができる。

［三　略］

（証明書の記載事項）

第十一条　法第十二条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　令第二条第一号から第五号まで、第六号（電気通信機器の適合性評価を行う外国試験機関及び外国認証機関の承認制度（二千七年）5・2に規定する適合性評価機関に係る国外適合性評価事業に限る。）及び第九号から第十一号までに係る国外適合性評価事業の場合

［イ～ニ　略］

ホ　適合性評価に係る特定輸出機器の名称及び型式又は製造番号（附属書4の業務又は附則4の業務にあっては、型式又は製造番号を除く。）

［ヘ・ト　略］

チ　当該証明書が有効であるための条件が存在する場合はその条件（令第二条第一号から第五号及び第九号から第十一号までに係る国外適合性評価事業の場合に限る。）

［二～五　略］

（証明書に付する標章）

第十二条　法第十二条第一項の主務省令で定める標章は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　令第二条第九号から第十一号までに係る国外適合性評価事業の区分については、様式第八による標章とする。

(1)　RE指令第三条に規定する事項。ただし、当該国外適合性評価事業に係る特定輸出機器のうち、RE指令に基づく欧州共同体の公報により公表された規格（以下「整合化規格」という。）があるものについては、当該整合化規格に定める事項とすることができる。

(2)　同上

［ロ～チ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

［三　同上］

（証明書の記載事項）

第十一条　［同上］

一　令第二条第一号から第五号まで及び第六号（電気通信機器の適合性評価を行う外国試験機関及び外国認証機関の承認制度（二千七年）5・2に規定する適合性評価機関に係る国外適合性評価事業に限る。）に係る国外適合性評価事業の場合

［イ～ニ　同上］

ホ　適合性評価に係る特定輸出機器の名称及び型式又は製造番号（附属書4の業務にあっては、型式又は製造番号を除く。）

［ヘ・ト　同上］

［新設］

［二～五　同上］

（証明書に付する標章）

第十二条　［同上］

［一～三　同上］

［新設］